

(平成25年3月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年3月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月29日から同年4月1日まで

私は、申立期間においても、A社に継続して勤務していた。当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA社の回答書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社から提出された人事記録によると、昭和44年4月1日となっていることが確認できるものの、申立人は、同日以前より同社B事業所で勤務していたとしている上、申立人と同日の同年3月29日に同社C事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社D事業所に異動となっている同期入社と同僚二人は、同社同事業所において同日に同被保険者資格を取得しており、同社は、当時、実際に新任地で勤務し始めた日を資格取得日としていたことが推認できることから、申立人の同社B事業所での資格取得日を同日とするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は関係書類の保存年限が経過しているため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。